

農業委員会 だより

美しい呉の農地をよみがえらせましょう



主な記事

- 平成30年7月豪雨災害に寄せて
- 農地パトロール（利用状況調査）の実施
- 農地の貸し借りの制度（農地中間管理機構）
- みんなで読もう「全国農業新聞」
- 呉市の農業関係の助成制度
- 農業者年金に加入しましょう

呉市農業委員会

平成30年7月豪雨災害により、被災されたみなさまには心よりお見舞申し上げます。

呉市では、土石流や河川の氾濫によって多くの市民の命が奪われ、ライフラインが分断され、農業分野においても甚大な被害が生じました。

農業委員会も呉市農業の復興に向けて精一杯頑張っていきますので、農地等の利用に際してお困り事があれば、各地区の農業委員と農地利用最適化推進委員にご相談ください。

平成30年9月

呉市農業委員会会長 北村 正次

呉市農業委員会の委員 (19名, 任期: 平成29年8月1日~平成32年7月31日)

 ☎ 33-2608 生田 政行 (苗代)	 ☎ 72-2221 横段 登 (阿賀)	 ☎ 77-0026 池田 勝憲 (郷原)	 ☎ 71-4717 倉本 寛 (広)	 ☎ 54-0059 水場 守信 (倉橋)
 ☎ 52-1197 向井 幸弘 (音戸)	 ☎ 54-0218 林 武彦 (倉橋)	 ☎ 84-6074 亀山 博司 (安浦)	 ☎ 70-5561 今井 満 (安浦)	 ☎ 84-4694 上田 勝則 (安浦)
 ☎ 65-2211 長迫 秀 (下蒲刈)	 ☎ 66-2280 本末 満 (豊)	 ☎ 68-2131 灰原 松二 (豊浜)	 ☎ 66-2063 大道 正孝 (豊)	 ☎ 66-2680 秋光 貴志 (豊)
 ☎ 66-2807 土井 光弘 (豊)	 ☎ 31-5500 西田 小百合 (東広島)	 ☎ 73-3290 石田 尚則 (阿賀)	 ☎ 87-5022 北村 正次 (川尻)	

※議席順

呉市農地利用最適化推進委員 (20名, 任期: 平成29年8月10日~平成32年7月31日)

第1地区 旧呉市	 ☎ 77-0140 荒新 幹雄 (郷原)	 ☎ 33-3057 荒谷 博司 (郷原)	 ☎ 33-6181 柏木 健二 (苗代)	 ☎ 77-0225 惣城 博文 (郷原)	 ☎ 28-1171 横田 正教 (倉橋)
第2地区 音戸 倉橋	 ☎ 56-0233 加川 節夫 (音戸)	 ☎ 56-2435 小尻 博行 (音戸)	 ☎ 53-1196 高本 光之 (倉橋)	 ☎ 54-1175 立花 達也 (倉橋)	 ☎ 54-0322 水場 光輝 (倉橋)
第3地区 川尻 安浦	 ☎ 84-3164 荒木 俊一 (安浦)	 ☎ 84-4576 岡本 正昭 (安浦)	 ☎ 84-5614 高橋 靖之 (安浦)	 ☎ 84-3872 中川 義則 (安浦)	 ☎ 87-2055 平本 真人 (川尻)
第4地区 下蒲刈 蒲刈 豊浜 豊	 ☎ 68-3226 菊本 勝之 (豊浜)	 ☎ 66-0753 高畑 保久 (蒲刈)	 ☎ 66-0452 重森 紀生 (蒲刈)	 ☎ 66-4162 椋開地 省二 (豊)	 ☎ 65-2236 渡邊 哲宏 (下蒲刈)

※担当地区50音順

◎ 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会の重要な業務として、「農地等の利用の最適化の推進」が位置づけられました。

農地等の利用の最適化の推進とは
右記の①②③により農地等の利用の
効率化・高度化を促進すること。

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

呉市農業委員会では、これまでも「農地の無断転用防止」や「利用状況調査」等のため、農地パトロールを行ってきましたが、昨年8月の新体制移行後、農地等の利用の最適化を推進するため、利用状況調査に積極的に取り組んでいます。

まず、市内全域を対象に農業委員19名と農地利用最適化推進委員20名が、担当区域において農地の図面等に基づいて一筆ごとの利用状況を図面に記録し、「遊休農地（荒廃農地）」と「遊休化のおそれのある農地」を把握します。

その後、再生利用可能かどうかを検討し、再生可能と決定された農地については、所有者に「利用意向調査」を行いますので、調査書類を担当委員が持参、または郵送で届きましたらご協力をお願いします。

なお、再生困難と決定された農地については、「非農地通知書」を所有者に担当委員が持参、または郵送で交付するとともに、農地台帳を整理させていただきます。

非農地通知書を受け取られた方は、この通知書により、法務局で登記簿地目の変更登記申請ができますので、登記簿地目が田及び畑となっている土地について、地目変更を行おうと思われる方は、最寄りの法務局でご相談をお願いします。

また、地目の変更登記は、あくまでもご自身の判断によるもので強制ではないことを申し添えます。

◎ 平成30年度呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ：農林水産課 農業振興センター ☎77-0374

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内の方に、就農初期に必要な設備・機械整備・農地取得等に要する経費を助成します。100万円以内（新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1）。

実践農業技術 研修奨励金

新規就農者の就農前研修にかかる経費を助成します。
呉市内認定農業者の研修受入先（呉市内認定農業者）に一人あたり96万円以内。

農業次世代人材 投資資金 （経営開始型）

新規就農者が軌道に乗るまでの間、経営安定を図るための経費を助成します。経営開始1年目150万円、2年目以降は前年所得により変動します（最長5年間）。

次の条件をすべて満たすこと

- 独立・就農時の年齢が45歳未満であること
- 農地の所有権または利用権を有していること
- 主要な機械・施設を所有または借りていること
- 就農後の当給付金以外の所得が350万円未満であること
- 青年等就農計画を作成できること

この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

担い手への農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地の借り手に助成します。
認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合

- 優良農地10アールあたり 25,000円
- 遊休農地10アールあたり 40,000円

有害鳥獣対策事業

問い合わせ：農林水産課 農林保全グループ ☎25-3339

防護柵等資材 購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置または、既に設置してある防護柵等の補修や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します。

- 助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、同一年度で6万円以内です。

防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材を無料でお貸しします。耕作農地30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報奨金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

- イノシシ・シカ捕獲報奨金 1頭 4,000円
- イノシシ・シカ埋設報奨金 1頭 5,000円（狩猟による捕獲は除きます。）

狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。

農地を貸したり，借りたりするには 次の手続きが必要です。

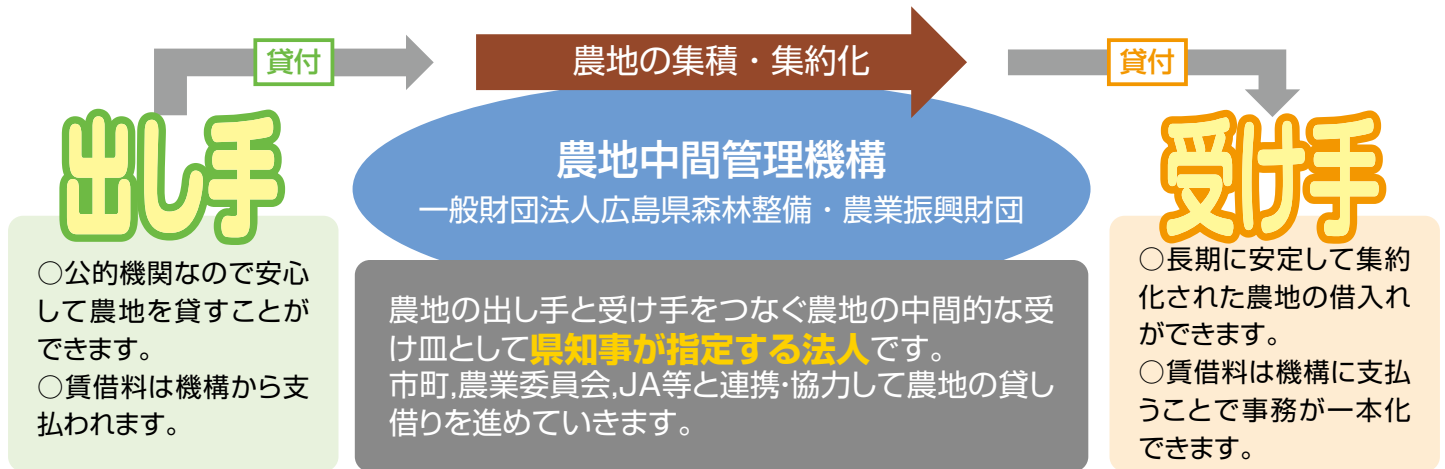
- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可 ▶ **対象：市内全域の農地**
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定 ▶ **対象：農業振興地域内の農地**

★ ②の制度を利用した「農地中間管理事業」が始まっています。

「農地中間管理事業」とは：指定された農地中間管理機構が農地の貸し借りの仲介（貸し手・借り手の調整，賃借料の支払手続きなど）を行います。

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地中間管理事業とは，平成26年度から始まった農地の新しい貸し借りのしくみです。



貸付申込みは
随時受付中です。

地域での話し合いにより「人・農地プラン」を
作成した地域で重点的に実施します。

広島県では次の法人が
農地中間管理機構に
指定されています。

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
(農地中間管理機構 事業推進課)
☎082-541-6192 FAX082-541-5177

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金

農業経営と老後の生活を守るため，農業者年金に加入しましょう。

60才未満で，国民年金第1号被保険者の農業者（年60日以上農業に従事）であれば加入できます。
保険料の補助や保険料の所得控除などがあり農業者にとって有利な制度です。

詳しくは農業委員会事務局・各JAへ

「全国農業新聞（週刊）」を読んでもみませんか

全国農業新聞は，農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

農業に関する情報をわかりやすく解説し，家族全員が楽しめる記事も充実しています。

また，地域の話題やイベント情報などを提供しています。

【毎週金曜日発行 購読料：月700円（送料，税込み）】

お申し込みは農業委員会事務局へ